

12/28~30 消防団年末特別警戒

冬になると空気が乾燥し、暖房器具や火気を使用する機会が増えることから、火災の発生が増加する恐れがあります。かけがえのない生命と財産を守るためにも、お出かけ前やお休み前はもちろんのこと、火の元には十分注意し、火災のない年末年始を過ごしてください。

消防団では、安全で安心な年末を過ごしていただくために、3日間にわたって、消防車で町内を巡回します。

▼とき 12月28日(月)～30日(水)
午後9時～午後11時

▼問合せ 防災安全課防災安全係
☎28・03555

Info 令和2年分所得税等の確定申告

令和2年分の確定申告期に開設する確定申告会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策の一環として、会場の混雑を回避する観点から入場制限を行います。

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマホでご利用いただけるe-Taxが便利です。

マイナンバーカードとICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマホを利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続を行っていたり、マイナンバーカード等をお持ちでない方も、e-Taxをご利用できます。

詳しくは、名古屋西税務署にお問い合わせください。

▼問合せ 名古屋西税務署 ☎052・521・8251 (自動音声により案内しております。お問い合わせの際は、「2」を選択してください)

Info 家屋解体時などのお手続き

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税します。

年の途中で取り壊した家屋は正しく手続きをしていただければ、翌年度から課税しません。また、年の途中で名義変更された場合は、翌年度から新しい名義人に課税します。

なお、家を建てられたときは、建物の表題登記をしなければなりません。未登記の家屋を所有されている方は、法務局で手続きを行ってください。

▼登記済家屋の取壊し

取り壊した年の内に法務局へ滅失登記をしていただくことで、町への届出は不要になります。

年末の取壊しなどで、法務局への滅失登記が年を越してしまう場合は、年内に町へ届出をしてください。

▼未登記家屋の取壊し

取壊し後、速やかに町へ届出をしてください。

▼登記済家屋の名義変更

名義変更があった年の内に法務局へ所有権移転登記をしていただくことで、町

への届出は不要になります。

▼未登記家屋の名義変更
名義変更後、速やかに町へ届出をしてください。その年の内に届出をしなかった場合は、翌年度も旧名義人へ課税されてしまいます。

▼届出方法 役場1階4番窓口税務課に届出書を用意してあります。事前にお問い合わせいただき、手続きをしてください。

▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434

Info 申請用QRコード付き マイナンバーカード 交付申請書のご案内

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

令和2年12月以降に、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーカード未取得者に対し、申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が送付されます。

マイナンバーカードの申請を検討の方は、ぜひご利用ください。

▼問合せ 住民課住民・年金係
☎28・0966

12/3~9 障がい者週間

「障がい者週間」とは、「国際障がい者デー」である12月3日から「障がい者の日」である12月9日までの一週間です。

障がいのある方への理解を深めるとともに、障がいのある方が様々な社会活動に参加する意欲を高めることを目的に設定されました。

少しの心づかいで、障がいのある方暮らしが変わります。この機会に、障がいのある方について考えてください。

▼問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

12/1~18 なかよし会入会受付

放課後児童クラブ室なかよし会では、下校後、仕事などの理由で保護者が家庭にいない小学生をお預かりし、遊びや生活の場を提供しています。

令和3年度の入会を受け付けます。現在、入会している児童の保護者の方も改めて申込みが必要です。入会説明会は、今年はありません。

▼対象児童 小学1年生から6年生のうち、保護者が働いていたり、家族の病気や看護などで下校後、保護者が家庭にいない児童

▼開所時間
平日 午後1時30分～午後6時30分
土曜日 午前8時～午後6時30分

▼申込方法 12月1日(火)～18日(金)に、各なかよし会か、役場1階5番窓口福祉課で申込書を配布、受付を行います。就労を理由とする申込みには、お勤め先の雇用証明書が必要です。

▼問合せ 福祉課子育て支援係
☎28・09336